

令和7年度安田町地域生活応援商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響緩和と、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図ることを目的として実施する安田町地域生活応援商品券（呼称：「がんばるやすだ応援券」（以下「商品券」という。）」の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の交付等)

第3条 商品券の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日（以下、「基準日」という。）において本町の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 基準日から令和7年4月15日までの間に、出生又は転入した者。
- 2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき7千円とする。
- 3 商品券1枚当たりの券面記載の金額は、500円とし、14枚を1組として交付する。
- 4 商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、基準日から令和7年4月15日までの間に、交付対象者が死亡又は転出等により本町の住民基本台帳の記録から除かれた場合は、交付対象者の属した世帯の世帯主に交付する。
- 5 商品券は、交付対象者に到着したことを明らかにできる手段により送付し、交付対象者に到着した後は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再交付しない。
- 6 前項による送付の結果、返戻があった場合は、受取の意思にかかわらず送付が完了したものとみなし、再送付は行わず、事業終了まで町で保管することとする。
- 7 返戻のあった商品券について、交付対象者が交付を希望するときは、令和7年10月31日までに別記様式第1号に本人確認書類を添えて申請しなければならない。
- 8 前項の申請にあたり、交付対象者と同一の世帯に属する者が商品券の交付を申請するときは、当該世帯員の本人確認書類を前項の本人確認書類に代え、交付対象者の代理人が商品券の交付を申請するときは、当該代理人に交付申請を委任する旨を記入・押印するとともに、前項の本人確認書類に加えて、当該代理人に係る本人確認書類を提出しなければならない。
- 9 前2項の規定により商品券を交付する場合は、第5項の規定にかかわらず、直接申請者に交付することができるものとする。

（商品券の使用範囲等）

第4条 商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる特定取引については使用することができない。

- (1) 国税及び地方税、使用料等の公租公課（公営ギャンブルへの支払いを含む）
- (2) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (4) たばこ、不動産及び金融商品への支払い
- (5) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの、その他公序良俗に反するもの

3 特定取引に使用された商品券の券面記載の金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者から当該上回る額に相当する額の金銭の支払いは行わないものとする。

4 交付対象者は、商品券の転売及び換金を行ってはならない。

5 商品券の使用は、交付対象者本人又はその代理人若しくは使用者に限るものとする。

（商品券の使用期間）

第5条 取扱事業者において商品券を使用することができる期間は、令和7年6月1日から令和7年10月31日までの間とする。

（取扱事業者の登録等）

第6条 町長は、取扱事業者への登録を希望する者を募集し、別記様式第2号により応募した者を取扱事業者として登録の上、別記様式第3号により当該取扱事業者に登録書を交付する。

2 前項の規定により取扱事業者として登録することができる者は、第4条第2項に規定する特定取引のみを行う者を除く、町内に事業所、店舗等を有する事業者又は自己の名をもって業として特定取引を行おうとするものとする。

（取扱事業者の責務）

第7条 取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の使用を拒んではならないこと。ただし、商品券の半分以上が欠損したものや、破損、汚損が著しく、商品券と判別できないものはこの限りでない。
- (2) 第4条第2項に規定する特定取引を行ってはならないこと。
- (3) 商品券の二次使用、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (5) 安田町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) その他町と適切な連携のもとに本事業を実施すること。

2 特定事業者は、店頭への掲示又はその他の方法により、自らが特定取引を行う者であることを商品券の利用者があらかじめ認識できるように明示しなければならない。

3 町長は、取扱事業者が前2項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金)

第8条 町長は、特定取引において商品券が使用された場合は、当該商品券を受け取った取扱事業者に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

2 取扱事業者は、商品券を換金しようとするときは、町長に第6条第1項の規定により交付された登録書を提示（2回目以降は省略することができる）するとともに、特定取引において受け取った商品券及び換金請求書（別記様式第4号）を提出するものとする。

3 前項の規定による換金は、取扱事業者が指定する口座への振込により行うものとし、毎週金曜日（当該各日が休日である場合は前日）までに提出のあった商品券及び換金請求書につき、それぞれの期日から10営業日以内に指定口座に振り込むものとする。

4 第2項の規定による商品券及び換金請求書の提出は、令和7年11月7日までに行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。